

目 次

調査の概要	3
-------	---

結果の概要

【事業所調査】

1 就業形態別就労状況	6
2 正社員以外の労働者比率の変化	10
3 正社員以外の労働者の活用等について	13

【個人調査】

1 生活をまかなう主な収入源	17
2 就業の実態	18
3 仕事に対する意識	22
4 現在の職場での満足度	28

平成19年就業形態の多様化に関する総合実態調査結果の概況は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

アドレス <http://www.mhlw.go.jp/>

調 査 の 概 要

1 調査の目的

近年、労働者の就業形態の多様化への対応が重要な課題となっており、関連して格差問題等への社会的関心も高まっており、就業形態の多様化の実態を把握することが求められている。

このため、本調査では就業形態の実態、労働者の意識、就業環境全般等について把握し、今後の経済的・社会構造の変化に的確に対応した各種施策の検討、実施の基礎資料とすることを目的とする。

2 調査の範囲及び対象

(1) 地域

日本国全域とする。ただし、一部島しょ等を除く。

(2) 事業所調査

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）に基づく14大産業〔鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（ただし、その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業及び外国公務を除く。）〕に属する常用労働者を5人以上雇用している民営事業所のうちから抽出した約16,000事業所。

(3) 個人調査

上記(2)の事業所調査の調査対象事業所において就業している労働者のうち、一定の方法により抽出した者。

3 調査の実施時期

事業所調査は、平成19年10月1日現在の状況について、平成19年10月1日から10月31日までの間に行った。

個人調査は、平成19年10月1日現在の状況について、平成19年10月1日から11月20日までの間に行った。

4 主な調査事項

(1) 事業所調査

事業所の属性、就業形態・性別労働者数、正社員以外の労働者比率の変化、正社員以外の労働者の活用理由・活用上の問題点等

(2) 個人調査

個人の属性、賃金、資格・免許、就業形態を選択した理由、今後の就業に対する希望、職場での満足度等

5 調査機関

(1) 事業所調査

厚生労働省大臣官房統計情報部－都道府県労働局－公共職業安定所－統計調査員－調査対象事業所

(2) 個人調査

厚生労働省大臣官房統計情報部－都道府県労働局－公共職業安定所－統計調査員－調査対象労働者

6 調査の方法

(1) 事業所調査

事業所票は、厚生労働省大臣官房統計情報部から直接、調査対象事業所へ郵送し、調査対象事業所において記入した後、統計調査員がこれを回収。

(2) 個人調査

個人票は、統計調査員が調査対象事業所において調査対象労働者数を算出し、調査対象事業所に配付を依頼、調査対象労働者が調査票に記入した後、直接、厚生労働省大臣官房統計情報部に郵送。

7 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

事業所調査	：	調査対象数	15,638	有効回答数	10,791	有効回答率	69.0%
個人調査	：	調査対象数	56,212	有効回答数	28,783	有効回答率	51.2%

8 主な用語の説明

(1) 労働者

この調査で「労働者」とは、調査対象事業所で雇用されている者のほか、派遣労働者や出向社員を含む。(派遣労働者は派遣元事業所から派遣されてきている者、出向社員は他の事業所から出向してきている者とする。)

(2) 就業形態

この調査においては、労働者を以下の8つの就業形態に区分している。

また、「契約社員」、「嘱託社員」、「出向社員」、「派遣労働者」、「臨時的雇用者」、「パートタイム労働者」、「その他」を合わせて「正社員以外の労働者」とする。

ア 正社員

雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者などを除いた、いわゆる正社員。

イ 契約社員

特定職種に従事し、専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者。

ウ 嘱託社員

定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用する者。

エ 出向社員

他企業より出向契約に基づき出向してきている者。出向元に籍を置いているかどうかは問わない。

オ 派遣労働者

「労働者派遣法（注）」に基づき派遣元事業所から派遣されてきている者。

なお、調査対象事業所が労働者派遣事業を行っている場合、派遣労働者として雇用している労働者についてはその事業所での調査対象としない。

「登録型」とは、派遣会社に派遣スタッフとして登録しておく形態をいう。

「常用雇用型」とは、派遣会社に常用労働者として雇用されている形態をいう。

(注)「労働者派遣法」とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」をいい、派遣元事業所とは、同法に基づく厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出を行っている事業所をいう。

カ 臨時的雇用者

臨時的に又は日々雇用している労働者で、雇用期間が1か月以内の者。

キ パートタイム労働者

正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない労働者で、雇用期間が1か月を超えるか、又は定めがない者。

ク その他

ア～キ以外の労働者で雇用している者。

(3) 職種分類

ア 専門的・技術的な仕事

高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び医療・法律・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事する者をいう。(例えば、科学研究者、機械・電気技術者、プログラマー、医師、薬剤師、看護師、公認会計士、税理士、記者など)

イ 管理的な仕事

課(課相当を含む。)以上の組織の管理的仕事に従事する者をいう。(例えば、部長、課長、支店長、工場長など)

ウ 事務的な仕事

一般に課長(課長相当職を含む。)以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・会計・調査・企画、運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する者をいう。(例えば、一般事務員、集金人、レジ係、オペレーター、速記者、出改札係など)

エ 販売の仕事

商品(サービスを含む。）・不動産・証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事に従事する者をいう。(例えば、一般商店・デパートなどの販売店員、保険外交員、不動産仲介人など)

オ サービスの仕事

理容・美容・クリーニング・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する者をいう。(例えば、理容・美容師、クリーニング工、調理人、ホームヘルパー、駐車場・ビル管理人など)

カ 保安の仕事

社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事する者をいう。(例えば、守衛、警備員、監視員、建設現場誘導員など)

キ 運輸・通信の仕事

電車・自動車・船舶・航空機等運転・操縦の仕事、通信機の操作及びその他の関連作業に従事する者をいう。(例えば、鉄道運転士、タクシー運転者、電話交換手など)

ク 生産工程・労務の仕事

機械・器具・手道具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理する仕事、製版・印刷・製本の作業、定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、建設の仕事、商店・会社・病院などの雑務、及び他に分類されない運搬・清掃など労務的作業に従事する者をいう。(例えば、大工、左官、溶接工、自動車整備工、清掃作業員など)

(4) 事業所規模

この調査において、事業所規模とは、その事業所に雇用されている常用労働者の人数である。常用労働者とは、次のア、イのいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者。

イ 日々雇われている者又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者で、平成19年8月及び9月の各月に各々18日以上雇われた者。

9 利用上の注意

(1) 構成比は小数点以下第二位を四捨五入としているため、計は必ずしも100.0とはならない。

(2) 統計表中「0.0」は、表章単位未満の数値を示す。

(3) 統計表中「―」は、該当数値がないことを示す。

(4) 統計表中「…」は、調査をしていないことを示す。

(5) 統計表中「・」は、統計項目があり得ないことを示す。

(6) 事業所調査で把握した労働者割合と個人調査の労働者割合は、集計上の理由により一致しないことがある。